

仕 様 書

1. 件 名 排水水の分析試験
2. 検査項目 別紙参照
(検査項目のダイオキシン類の分析については、年1回(9月)実施)
3. 期 間 令和8年4月1日～令和11年3月31日
4. 採取場所 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
千葉地区 グラウンド西側最終樹
5. 検査回数 ア. ダイオキシン類以外の31項目(別紙参照)×11回
(年間) イ. ダイオキシン類を含めた32項目×1回(9月実施)
ウ. カドミウムを含む10項目(別紙参照)×24回

※ 原則として、第2及び第4水曜日に行う。
6. 検 査 作業完了後、当機構職員が、提出された測定結果を確認したことをもって検査合格とする。
7. そ の 他
 - 1) 計量法第107条の環境計量証明事業者であることの証明書を提出すること。
 - 2) 測定結果を1部提出すること。
 - 3) 仕様書の内容に変更が生じる際には、事前に協議すること。
 - 4) 本仕様書について不明な点及び検査日程等に変更が生じた場合は担当者と打ち合わせの上、行うこと。
 - 5) 分析結果に異状が見られた場合には、担当者へ至急報告すること。

所属部課名：安全管理部 保安管理課
要求者名：内海 和紀

下水の水質測定回数

下水道法第12条の12に規定する水質項目の測定は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とする

	水 質 の 項 目	測 定 の 回 数
1	カドミウム及びその化合物	1箇月の排水の期間に2回
2	シアン化合物	
3	有機燐化合物	
4	鉛及びその化合物	
5	六価クロム化合物	
6	砒素及びその化合物	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
8	アルキル水銀化合物	
9	ポリ塩化ビフェニル	
10	水素イオン濃度(PH)	
11	トリクロロエチレン	1箇月の排水の期間に1回
12	テトラクロロエチレン	
13	ジクロロメタン	
14	四塩化炭素	
15	1, 2-ジクロロエタン	
16	1, 1-ジクロロエチレン	
17	シス-1, 2-ジクロロエチレン	
18	1, 1, 1-トリクロロエタン	
19	1, 1, 2-トリクロロエタン	
20	1, 3-ジクロロプロペン	
21	チウラム	
22	シマジン	
23	チオベンカルブ	
24	ベンゼン	
25	セレン及びその化合物	
26	ほう素及びその化合物	
27	ふっ素及びその化合物	
28	1, 4-ジオキサン	
29	フェノール類	
30	銅及びその化合物	
31	亜鉛及びその化合物	
32	鉄及びその化合物(溶解性)	
33	マンガン及びその化合物(溶解性)	
34	クロム及びその化合物	
35	ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法第2条のダイオキシン類をいう。)	1箇年の排水の期間に1回
36	温度	1箇月の排水の期間に1回
37	生物化学的酸素要求量	
38	浮遊物質	
39	ノルマルヘキサン油出物質含有量 (鉱油類含有量・動植物油脂類含有量)	
40	窒素含有量	
41	りん含有量	
42	沃素消費量	